

<生活療養標準負担額>

令和 7 年 4 月現在

■ 令和 7 年 4 月 1 日以降

区分		食事代（1食）			居住費
		医療の必要性が低い方 （医療区分1）	医療の必要性が高い方※1 （医療区分2・3）	指定難病患者	
住民税課税世帯		510円 （一部医療機関では470円）	510円 （一部医療機関では470円）	300円	370円 （指定難病患者は0円）
・ 70歳未満で 住民税非課税 ・ 70歳以上で 区分「2」	過去1年間の入院日数 が90日以内	240円	240円	240円	
	過去1年間の入院日数 が91日以上		190円	190円	
70歳以上で区分「1」		140円	110円	110円	

■ 令和 6 年 6 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日

区分		食事代（1食）			居住費
		医療の必要性が低い方 （医療区分1）	医療の必要性が高い方※1 （医療区分2・3）	指定難病患者	
住民税課税世帯		490円 （一部医療機関では450円）	490円 （一部医療機関では450円）	280円	370円 （指定難病患者は0円）
・ 70歳未満で 住民税非課税 ・ 70歳以上で 区分「2」	過去1年間の入院日数 が90日以内	230円	230円	230円	
	過去1年間の入院日数 が91日以上		180円	180円	
70歳以上で区分「1」		140円	110円	110円	

■ 令和 6 年 5 月 3 1 日以前

区分		食事代（1食）			居住費
		医療の必要性が低い方 （医療区分1）	医療の必要性が高い方※1 （医療区分2・3）	指定難病患者 ※2	
住民税課税世帯		460円 （一部医療機関では420円）	460円 （一部医療機関では420円）	260円	370円 （指定難病患者は0円）
・ 70歳未満で 住民税非課税 ・ 70歳以上で 区分「2」	過去1年間の入院日数 が90日以内	210円	210円	210円	
	過去1年間の入院日数 が91日以上		160円	160円	
70歳以上で区分「1」		130円	100円	100円	

※ 1 医療の必要性の高い方とは、人工呼吸器や中心静脈栄養等を要する状態など、健康保険法施行規則第62条の3第4号の規定に基づき厚生労働大臣が定める人。